

付議案第3号

教育委員会規則の改正を行うことについて

上記の付議案を提出する。

令和8年1月23日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

本件は、学校体育館への空調設備の設置に伴い、地域活動やスポーツ活動などの目的外使用で空調設備を使用した場合及び申請手続きの方法について定める等のため、福岡市立学校施設使用規則を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立学校施設使用規則の一部を改正する規則案

福岡市立学校施設使用規則（昭和28年福岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「午後6時」を「午後5時」に改める。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、学校施設の使用申請及び許可については、学校施設開放事業管理システムを利用する方法によることができる。

第8条第1項中「終わった」を「終えた」に改め、「速か」を「速やか」に改め、「そのなした特別の設備を撤去して」を削り、「清掃して職員に引継がねば」を「清掃しなければ」に改める。

様式

「

福岡市立学校施設使用許可申請書						
申請者			提出年月日	年	月 日	
			許可番号	第	号	
所在地			許可年月日	年	月 日	
団体登録番号 No.						
団体名						
代表者氏名			TEL ー			
会場責任者氏名			TEL ー			
使用目的						
使用学校名 福岡市立 小・中・特別支援・高等学校						
使用年月		平成 年 月				
下記の定期使用以外	使用日時	使用する施設			使用料	使用人員
	1	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	2	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	3	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	4	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	5	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	6	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	7	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	8	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	9	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
	10	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 3 柔剣道場	2 校庭 (照明利用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円	人
月 計				円	人	
下記の欄は、公民館サークルが定期的に学校施設の使用を申請する場合に記入。(ただし、校庭の夜間照明を使用しない場合に限る。)						
定期使用	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				使用人員
	使用周期	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 毎月 日				人/回
	使用時間	時 分から 時 分まで( 時間/回)				
	使用する施設	1 講堂兼体育館 2 校庭 3 柔剣道場 4 教室( 室)				
備考						
上記のとおり使用許可を申請します。 なお、使用に際しては、福岡市立学校施設使用料条例及び福岡市立学校施設使用規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。 (宛先)福岡市教育委員会教育長						

を

「

福岡市立学校施設使用許可申請書				
申請者		提出年月日	年 月 日	
所在地		許可番号	第 号	
団体登録番号 No.		許可年月日	年 月 日	
団体名				
代表者氏名		TEL	—	
会場責任者氏名		TEL	—	
使用目的				
使用学校名		福岡市立 小・中・特別支援・高等 学校		
下記の 定期使用 以外	使用年月	年 月		
	使用日時	使用する施設		
	1	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	2	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	3	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	4	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	5	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	6	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	7	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	8	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	9	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
	10	日( 曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時) 3 柔剣道場 2 校庭 (照明使用: 時~ 時) 4 教室 ( 室)	円
		使用人員 人/回	月 計	
以下の欄は、公民館サークルが学校施設の使用を申請する場合に記入(ただし、講堂兼体育館の空調又は校庭の夜間照明を使用しない場合に限る)				
定期使用	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	使用周期	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 毎月 日		
	使用時間	時 分から 時 分まで( 時間/回)		
	使用する施設	1 講堂兼体育館 2 校庭 3 柔剣道場 4 教室( 室)		
備考				
上記のとおり使用許可を申請します。 なお、使用に際しては、福岡市立学校施設使用料条例及び福岡市立学校施設使用規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。 (宛先)福岡市教育委員会教育長				

に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



様式  
別添のとおり

様式  
別添のとおり

空調使用欄を追加、使用  
人員の欄を変更及び文言  
を変更。

# 学校体育館の目的外使用における空調使用料の徴収について

## 1. 趣旨

教育環境の向上と災害時の避難所の環境改善を目的に令和 7 年度から 9 年度の 3 年計画で学校体育館の空調整備を進めているが、学校体育館は地域活動やスポーツ活動などで地域住民等も使用しており、それらの活動における空調使用について検討しており、その方向性について報告するもの。

## 2. 検討の方向性

地域住民等の空調使用のニーズに対応するため、負担の公平性の観点から有料での使用を認める。

【主な利用団体】 公民館サークルや青少年育成団体等の約 2,500 団体

## 3. 検討内容

### (1) 空調使用料

電気代相当額として 350 円/時間を徴収

【算式】 平均設置台数 × 消費電力 × 電気代単価 (1kWh) = 電気代相当額

### (2) 開始(予定)時期等

令和 8 年 3 月議会で福岡市立学校施設使用料条例を改正後、4 月から 6 月の周知期間を経た上で 7 月頃に設置校から運用を開始

【設置予定校】 小学校 79 校、特別支援学校 10 校

### (3) 徴収方法

現行と同じ方法 (口座振替、窓口での電子マネーや各種カード等) による前納

## 4. 今後のスケジュール

令和 8 年 3 月議会議案 福岡市立学校施設使用料条例の改正

令和 8 年 7 月分から学校体育館の空調使用料の徴収開始